

文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて
(中間まとめ案)

参 考 資 料

○ 我が国の文化芸術施策の動向	・・・・・・・・ 1
○ 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」及び「文化芸術振興基本法」 対照表	・・・・・・・・ 6
○ 諮問文及び諮問理由	・・・・・・・・ 11
○ 文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて審議経過	・・・・・・・・ 15
○ 文化審議会第4期文化政策部会名簿	・・・・・・・・ 17

我が国の文化芸術施策の動向

①文化芸術に関する法令の整備

基本方針策定以後、文化芸術の振興の基盤となる関係法令等が制定・改正され、法的基盤が着実に整備されてきている。

年月	事項	内容
平成 15 年 3 月	知的財産基本法施行	知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進
平成 16 年 1 月	著作権法の一部を改正する法律施行	映画の著作物の保護期間の延長、教育機関等での著作物活用の促進、司法救済の充実
平成 16 年 9 月	コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律施行	コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与
平成 17 年 1 月	著作権法の一部を改正する法律施行	音楽レコードの還流防止措置、書籍・雑誌の貸与権の付与、罰則の強化
平成 17 年 4 月	文化財保護法の一部を改正する法律施行	文化財の定義に文化的景観を追加するとともに、民俗文化財の対象に民俗技術を追加、登録文化財制度の拡充
平成 17 年 7 月	文字・活字文化振興法施行	我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与
平成 18 年 6 月	海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律施行	文化遺産国際協力の推進を図り、もって世界における多様な文化の発展に貢献するとともに、我が国の国際的地位の向上に資する

②文化芸術に関する税制改正等

平成 14 年に芸能法人に係る法人源泉制度の撤廃、企業メセナ協議会を通じた寄附優遇税制の対象が拡大され、メセナ活動を行う民間企業も増加してきている。

○企業メセナの実施状況

年 度	実施企業数／回答企業数(実施率)	メセナ活動費の総額(回答企業数:1社平均)
13年度	375社／602社(62.3%)	175億8,029万円(283社:6,212万円)
14年度	392社／619社(63.3%)	212億6,398万円(320社:6,645万円)
15年度	411社／619社(66.4%)	224億2,517万円(351社:6,389万円)
16年度	424社／634社(66.9%)	232億5,698万円(372社:6,252万円)

＜資料＞(社)企業メセナ協議会「メセナリポート2005」

また、個人の寄附に関しても所得控除の対象となる寄附金の限度の引上げを図るなど、民間及び個人による文化芸術への支援を促進する税制改正が行われた。

③知的財産の保護と活用

文化芸術施策の基盤としての重要性がますます増大している知的財産分野においても、政府全体では「知的財産基本法」に基づき知的財産戦略本部が設置され、「知的財産推進計画」を毎年策定し、映像産業振興機構の設立をはじめコンテンツを生かした文化創造国家づくりが推進されるとともに、著作権施策をはじめ知的財産の保護と活用が図られている。

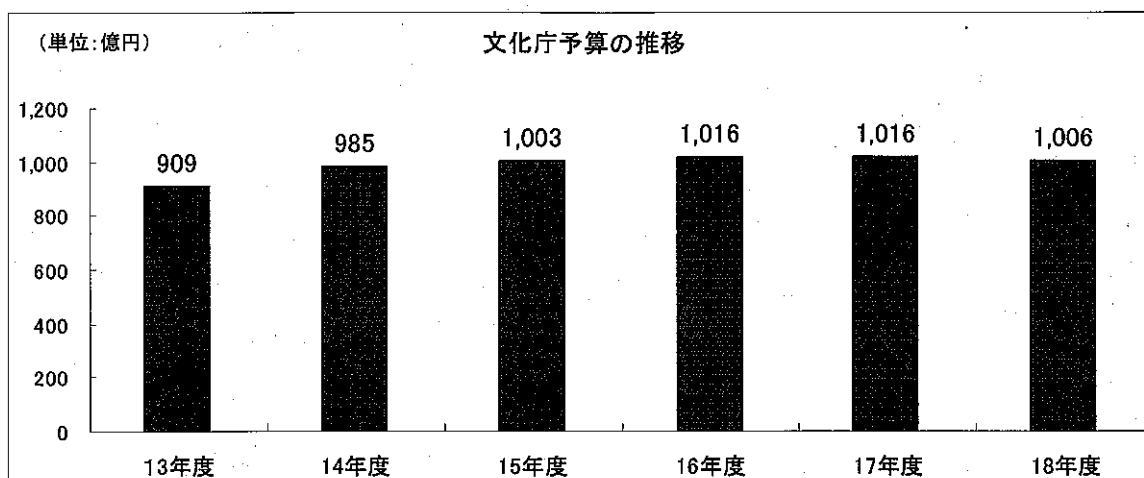
④文化庁予算の推移

平成14年12月に基本方針が策定されたことにより、国の具体的な施策の方向性が明確になり、文化庁予算も平成15年度に初めて1,000億円を突破した。その後も厳しい財政事情による歳出削減が政府全体で進められる中でも、文化庁予算はほぼ横ばいで推移している。

○文化庁予算の推移

(単位:億円)

年 度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
文化庁予算額	909	985	1,003	1,016	1,016	1,006



この結果、国の一般会計に占める文化庁予算の割合は、平成18年度予算で過去最高の0.13%となったものの、フランス(0.96%)、イギリス(0.26%)、韓国(0.95%)に比べるとまだ低い状況にある¹。

○諸外国との文化関係予算の比較(2005年度)

国名	予算額(億円)	比率(%)	備考
日本	1,016	0.13	文化庁平成18年度予算
フランス	4,014	0.96	文化・コミュニケーション省予算
イギリス	2,598	0.26	文化・メディア・スポーツ省予算
韓国	1,505	0.95	文化観光部・文化財庁予算

【文化庁調べ】

⑤文化庁による施策

基本方針を踏まえ、「芸術創造活動重点支援事業」²等による文化芸術創造活動に対して5年間で総額約429億円が措置され³、我が国の最高水準の公演に対する支

¹ なお、各国の文化関係予算は、それぞれ文化行政の組織や制度、文化関係予算の範囲・内容等を異にしていることから、国家予算に占める比率を単純に国際比較することは困難であることに留意する必要がある。

² 平成17年度より「芸術団体重点支援事業」から公演単位の支援に変更。

³ 芸術創造活動重点支援事業等総額約385億円(舞台芸術:802件,映画:102件),芸術拠点形成事業総額約44億円(文化会館等104件,美術館・博物館172件)を措置。

援が行われてきた。また、子どもの文化芸術体験活動に関する予算が 1.4 倍となり、数多くの公演等が文化施設や学校などにおいて実施され⁴、子どもたちが多様な文化芸術活動に触れることができた。

文化財の保護に関しても、国による指定及び選定の件数は平成 14 年から平成 18 年まで 400 件以上増加し、登録件数については 2 倍以上増加するなど着実な進展が見られるだけでなく⁵、文化財保護法の改正により「文化的景観」や「民俗技術」が新たな文化財となるなど保護対象が拡大され、社会構造や国民の意識の変化を踏まえた文化財の保存と活用が図られてきた。

⑥新しい国立文化拠点の整備等

平成 16 年に国立劇場おきなわが開館、国立国際美術館も移転オープンし、平成 17 年に九州国立博物館が開館するとともに、国立新美術館も平成 19 年 1 月に開館予定となっており、我が国の文化発信のための文化拠点が着実に整備されてきた。

また、国立博物館、国立美術館及び日本芸術文化振興会は、独立行政法人化されて以来、開館時間の延長や新たなサービスの工夫、弾力的な予算執行等を通して、質の高い展示や公演、調査研究業務等を展開してきており、このような経営努力の結果、利用者数も増加し⁶、財務内容の改善が図られた。

⑦文化の国際交流

国際的な文化交流の急速な拡大を受け、文化庁においても国際文化交流予算が増加している⁷。また、いわゆる「韓流ブーム」を受けて、日韓の文化交流は 2005 年の日韓友情年で一段の盛り上がりを見せた。日韓両国の間では政治的には困難な局面にあっても文化交流では一層の拡大と深化により両国民の相互理解と協力が着実に進んでいることは、文化芸術の力による国際平和への貢献の一例と言えよう。

4 こどもの文化芸術体験活動の推進に関する予算額が平成 14 年度約 39 億円から平成 18 年度約 55 億円に増加。個別事業の 5 年間の累積実施件数は、本物の舞台芸術体験事業 138 公演、学校への芸術家派遣事業 1,437 人、文化芸術による創造のまち支援事業 348 地域、文化体験プログラム支援事業 322 件、伝統文化こども教室 9,531 件。

5 指定及び選定の件数は平成 14 年 15,547 件から平成 18 年 15,978 件に、登録件数は平成 14 年 2,547 件に平成 18 年 5,314 件に増加。

6 国立博物館入館者数は平成 14 年度約 239 万人から平成 17 年度約 312 万人に、国立美術館入館者数は平成 14 年度約 204 万人から平成 17 年度約 409 万人に増加。日本芸術文化振興会有料入場者数は平成 14 年度約 66.5 万人から平成 17 年度約 70.0 万人に増加。

7 平成 13 年度予算額約 28 億円から平成 18 年度予算額約 41 億円に増加。

基本方針策定後、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の世界遺産（文化遺産）として、「紀伊山地の霊場と参詣道」（平成 16 年）が登録された。また、「人形浄瑠璃文楽」（平成 15 年）、「歌舞伎」（平成 17 年）が「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言されるとともに、我が国が主導して採択された「無形文化遺産保護条約」が本年 4 月に発効したところである。

「文化芸術の振興に関する基本的な方針」及び「文化芸術振興基本法」対照表

基本的な方針	基本法対応条文	
<p>まえがき 今後おおむね5年間を見通し、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るための方針。諸情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ、柔軟かつ適切に見直す。</p>		
<p>第1. 文化芸術の振興の基本的方向 1. 文化芸術の振興の必要性 文化の意義を5つの観点から整理。文化の中核たる文化芸術は国民全体の社会的財産であり、社会全体でその振興を図ることが必要。</p>		
<p>2. 文化芸術の振興における国の役割等 (1) 国の役割 国の役割は、文化芸術活動の主体である国民の自発的な活動を刺激し、伸長させるとともに、国民すべてが文化芸術を享受し得るための諸条件を整えることが基本。 その前提の下に、「文化芸術の頂点の伸長」、「文化芸術の裾野の拡大」、「文化遺産の保存と活用」、「文化芸術の国際交流」、「文化基盤の整備」を推進する役割を担う。 (2) 重視すべき方向 将来の我が国の顔となる文化芸術を創造するため、i)「文化芸術に関する教育」、ii)「国語」、iii)「文化遺産」、iv)「文化発信」、v)「文化芸術に関する財政措置及び税制措置」を重視して取り組む (3) 地方公共団体及び民間の役割 地方公共団体は、自主的かつ主体的に、それぞれの地域の特性に応じて、多様で特色ある文化芸術を振興し、地域住民の文化芸術活動を推進する役割を担う。 個人や民間企業・団体等の文化芸術活動への支援は、自由で選択的な配慮が働き、文化の多様性に資するものであり、支援を助長、誘導するための条件整備等を図り、その拡大が望まれる。</p>	<p>第35条</p>	<p>(地方公共団体の施策) 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。</p>
<p>3. 文化芸術の振興に当たっての基本理念 基本法第2条の8つの基本理念に基づき文化芸術を振興。 ①文化芸術活動を行う者の自主性の尊重、②文化芸術活動を行う者の創造性の尊重及び地位の向上、③文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境の整備、④我が国及び世界の文化芸術の発展、⑤多様な文化芸術の保護及び発展、⑥各地域の特色ある文化芸術の発展、⑦我が国の文化芸術の世界への発信、⑧国民の意見の反映</p>	<p>第2条</p>	<p>(基本理念) 1 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。</p>

4. 文化芸術の振興に当たって留意すべき事項

各施策の枠を越え、横断的に以下の事項に留意して取り組む。

- (1) 芸術家等の地位向上のための条件整備
・芸術家等がその能力を向上させ、十分に発揮でき、安全で安心して活動に取り組める環境の整備が重要。
・芸術家等の創造活動のための諸条件の整備や、芸術家等に対する積極的な顕彰等を行う。
- (2) 国民の意見等の把握、反映のための体制の整備
・より多くの国民等の意見等を集約し、反映させていくことが重要。

・基本的な施策の形成や、各施策の企画立案、実施、評価等に際して、芸術家等、学識経験者その他、広く国民等の意見を十分に把握し、それらが反映される体制の整備に努める。
- (3) 支援及び評価の充実
・支援について、公正性及び透明性が確保され、施策の目的に応じ、適切な審査方法及び評価を実施。
・文化芸術の各分野の特性を踏まえ、定量的な評価のみならず、定性的な評価を含む適切な評価方法と開発、確立する。
・支援の仕組みや方法などの在り方及び多様な手法の活用について検討を進める。
- (4) 関係機関の連携・協力
・関係機関や地方公共団体等との連携を深め、効果的に施策を推進し、関係府省間の連携・協力体制を整備し、総合的かつ一体的な推進を図る。

第2条第2項

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

第2条第8項

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

第34条

(政策形成への民意の反映等)

国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

第32条

(関係機関等の連携等)

1 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。
2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

第2. 文化芸術の振興に関する基本的施策

第1の「文化芸術の振興の基本的方向」を踏まえ、国は以下の施策を講ずる。

1. 各分野の文化芸術の振興

- (1) 芸術の振興
・「文化芸術創造プラン」による重点的支援
・「芸術文化振興基金」による助成
・芸術祭等の充実 等
- (2) メディア芸術の振興
・人材養成から製作、保管、利活用まで一体的に進める方策の検討
・メディア芸術作品の製作・上映等への支援
・メディア芸術祭等の充実 等
- (3) 伝統芸能の継承及び発展
・歴史的・文化的価値の理解・普及及び公演等への支援
・伝統文化に親しむ機会の拡大
・伝統的な技術の継承及び原材料の確保 等
- (4) 芸能の振興
・「文化芸術創造プラン」による重点的支援
・「芸術文化振興基金」による助成 等
- (5) 生活文化、国民娯楽・出版物等の普及
・活動の推進及び普及のための環境整備 等

第8条

(芸術の振興)

国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

第9条

(メディア芸術の振興)

国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第10条

(伝統芸能の継承及び発展)

国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第11条

(芸能の振興)

国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第12条

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

国は、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

<p>9. 国民の文化芸術活動の充実</p> <p>(1) 国民の鑑賞等の機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各地域における公演、展示等への支援 ・文化ボランティア活動の活性化 等 </p> <p>(2) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な施設の利用の整備 ・字幕・音声案内、託児サービスの促進 等 </p> <p>(3) 青少年の文化芸術活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の多種多様な文化芸術の体験機会の充実 ・青少年の自主的な文化芸術活動の機会の充実 等 </p> <p>(4) 学校教育における文化芸術活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術に関する体験学習など教育の充実 ・地域の芸術家等による指導の促進 ・我が国の伝統的な音楽に関する教育 等 </p>	<p>第21条</p> <p>第22条</p> <p>第23条</p> <p>第24条</p>	<p>(国民の鑑賞等の機会の充実) 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実) 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(青少年の文化芸術活動の充実) 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(学校教育における文化芸術活動の充実) 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>
<p>10. 文化施設の充実等</p> <p>(1) 劇場、音楽堂等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・法的基盤の整備及び税制上の措置の検討 ・公演、芸術家等の配置等への支援 ・安全な環境の確保 ・国立劇場及び新国立劇場の活動の推進 等 </p> <p>(2) 美術館、博物館、図書館等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・法的整備及び税制上の措置の検討 ・展示等への支援 ・国立博物館・美術館等の各機能の充実 等 </p> <p>(3) 地域の文化芸術活動の場の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設等の公演、展示、練習、保管の場としての利用の促進 等 </p> <p>(4) 公共の建物等の建築に当たっての配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の環境、歴史、文化等と調和した建物の整備 </p>	<p>第25条</p> <p>第26条</p> <p>第27条</p> <p>第28条</p>	<p>(劇場、音楽堂等の充実) 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(美術館、博物館、図書館等の充実) 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(地域における文化芸術活動の場の充実) 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようなための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(公共の建物等の建築に当たっての配慮) 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。</p>
<p>11. その他の基盤の整備等</p> <p>(1) 情報通信技術の活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術に関する情報等のネットワークの構築 ・映画フィルム、文化財等のデジタル化 等 </p> <p>(2) 地方公共団体・民間の団体等への情報提供等 <ul style="list-style-type: none"> ・各種の情報・データの収集・提供 ・相談、助言等の窓口機能の整備 等 </p>	<p>第29条</p> <p>第30条</p>	<p>(情報通信技術の活用の推進) 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等) 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>

<p>(3) 民間の支援活動の活性化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄付促進を図るための税制上の措置の活用等 ・社会全体で文化芸術活動への支援を促進していく機運の醸成等 	<p>第31条</p>	<p>(民間の支援活動の活性化等)</p> <p>国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>(4) 関係機関等の連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携・協力の強化及び促進 	<p>第32条</p>	<p>(関係機関等の連携等)</p> <p>1 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。</p> <p>2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。</p>
<p>(5) 顕彰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い分野の芸術家、文化芸術振興の寄与者に対する積極的な顕彰 	<p>第33条</p>	<p>(顕彰)</p> <p>国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。</p>
<p>(6) 政策形成への民意の反映等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民の意見を求め、反映する体制の整備 ・各地域における情報や意見の交換の場の設置等 	<p>第34条</p>	<p>(政策形成への民意の反映等)</p> <p>国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。</p>

17 庁房第 265 号

平成 18 年諮問第 5 号

文 化 審 議 会

次の事項について、別紙理由を添えて諮問します。

文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて

平成 18 年 2 月 17 日

文 部 科 学 大 臣 小 坂 憲 次

(理 由)

現行の文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成14年12月10日閣議決定。以下「基本方針」という。）について、基本方針策定後の諸情勢の変化、文化芸術施策の進展等を踏まえて見直しを行う必要がある。

文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）第7条第5項において準用する同法第7条第3項の規定に基づき、文部科学大臣が基本方針の変更案を作成するに当たり、貴審議会の意見を求めるものである。

文部科学大臣諮問理由説明

平成18年2月17日

- 1 本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。
諮問に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。
- 2 まず、文化審議会の各委員の皆様におかれましては、御多用中にもかかわらず第6期の文化審議会委員に御就任いただきましたことについて、深くお礼を申し上げます。
- 3 このたび、「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて」諮問を申し上げたところであります。本諮問は、平成13年12月に成立した文化芸術振興基本法において、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、政府として、文化芸術の振興に関する基本的な方針を策定することが求められていることを受けたものであります。この方針には、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な事項その他必要な事項について定めることとされており、同法第7条第3項の規定に基づき、文部科学大臣が、文化審議会の意見を聴いて、その案を作成するものとされております。
- 4 文化芸術の振興に関する基本的な方針については、平成14年12月に文化審議会より答申をいただき、政府としても、同答申を踏まえて閣議決定を行いました。そのこともあって、平成15年度予算において文化庁予算は初めて1千億円を突破したばかりでなく、これまで、「文化芸術創造プラン」による芸術創造活動への重点支援、文化財保護法の改正による「文化的景観」等の保護対象の拡大や保護手段の多様化、九州国立博物館の開館をはじめとする文化拠点の整備など、我が国における文化芸術の振興に関する施策を着実に推進してきたところであります。
- 5 この基本的な方針は、平成14年度からおおむね5年間を見通したものです。が、諸情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ、柔軟かつ適切に見直しを行うとされております。我が国及び世界の諸情勢は急速に変化しており、文化芸術をめぐる社会情勢にも大きな影響を与えてきております。また、先の文化審議会文化政策部会において、基本的な方針の評価と課題について御審議いただき、基本的な方針の見直しに関する方向性について「審議のまとめ」が公表されたところであります。
このような観点から、今回、「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて」諮問することとしました。

6 次に、今後、御審議を進めていただくに当たり、諮問事項について私の考えるところを申し上げます。

(1) 今更申すまでもなく、文化芸術は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送る上での大きな力になるものです。活力ある社会の実現のためには、経済力と並ぶ車の両輪として「文化力」の向上を図ることが極めて重要であります。私としては、文化芸術立国の実現を目指して、国が率先して文化芸術の振興を図っていくことが必要であると考えております。

(2) また、地方公共団体や民間においても文化芸術活動への支援が活発になる一方で、我が国の構造改革、地方分権が進められ、官と民、国と地方公共団体との役割の見直しも求められております。こうした中で、文化芸術の特性や地域における文化芸術の現状を考慮しつつ、文化芸術の振興に国がどのような役割を果たしていくべきかを再度検討する必要があります。

(3) さらに、文化芸術は日本の魅力を世界に伝えるだけでなく、多様な価値観を有する世界各国の間をつなぐ架け橋となるものです。今日、国際化と情報化が進む中で、世界の文化の画一化が懸念されており、国際社会において文化の多様性を保護、促進することが求められています。

(4) 文化芸術は、我が国のアイデンティティ（自己認識）の形成に重要な役割を果たしているとともに、我が国の自然や歴史に培われた文化財や伝統文化をはじめ、映画やアニメなどの優れた文化芸術は世界で高く評価され、多くの人々を魅了しています。私としては、我が国の文化芸術の発信と国際交流を通じて、世界の人々と相互理解を深め、世界の文化の多様性を保護、促進していくことが文化芸術立国をめざす我が国にとって、緊要な課題であると認識しております。

(5) こうした視点を踏まえ、各分野の文化芸術活動の推進や伝統文化の継承・発展、国民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造する機会の充実、各地域における文化芸術の振興、国際文化交流の推進など、文化芸術の一層の振興を図るための施策を総合的に推進していく必要があります。

7 会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、この趣旨をお汲みとりいただき、文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて、年内のとりまとめを目途に御審議くださるようお願い申し上げます。私のごあいさつといたします。

文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて審議経過

平成18年 2月17日 文化審議会第41回総会

- 文部科学大臣より「文化芸術の振興に関する基本的な方針について」諮問

3月16日 第1回文化政策部会

- 文化政策部会における主な審議課題等について

4月13日 第2回文化政策部会

- テーマ別審議①

「これからの文化芸術の振興方策」

- ・三浦朱門氏（作家，日本芸術院院長）
- ・福原義春氏（資生堂名誉会長，企業メセナ協議会会長）

「地方公共団体における文化芸術の振興方策」

- ・野呂昭彦氏（三重県知事）

4月26日 第3回文化政策部会

- テーマ別審議②

「子どもの文化芸術体験活動の充実方策について」

- ・小島美子氏（国立歴史民俗博物館名誉教授）
- ・岡本喜美子氏（大田区立蓮沼中学校長，全日本中学校音楽教育研究会事務局長）
- ・伊藤 勝氏（全国高等学校文化連盟会長）

5月12日 第4回文化政策部会

- テーマ別審議③

「文化芸術活動への支援の在り方等について」

- ・野村 萬氏（社団法人日本芸能実演家団体協議会会長）
- ・中山 欽吾氏（財団法人東京二期会事務局長）
- ・松本 哲志氏（日本舞台音響家協会理事長）

「文化財の保存と活用について」

- ・澤野 道玄氏（社寺建造物美術協議会会長，株式会社さわの道玄代表取締役）

5月26日 第5回文化政策部会

○ テーマ別審議④

「文化芸術の振興における民間と行政の新たな連携」

・ 迫本淳一氏（映像産業振興機構（V I P O）理事長）

「文化芸術の国際交流」

・ 石原恒和氏（株式会社ポケモン代表取締役社長）

・ 河村晴久氏（能楽師，平成17年度文化庁文化交流使）

6月 9日 第6回文化政策部会

○ テーマ別審議⑤

「文化と経済（観光産業等）」

・ 山下和彦氏（関西経済連合会文化・観光委員会委員長，株式会社大阪国際会議場社長）

中間まとめに向けた論点整理①

6月22日 第7回文化政策部会

○ 中間まとめに向けた論点整理②

7月14日 第8回文化政策部会

○ 中間まとめ素案審議

7月26日 第9回文化政策部会

○ 中間まとめ案審議

第4期文化政策部会委員

(平成18年4月1日現在)

あおき たもつ 青木 保	早稲田大学アジア研究機構教授
いとう やすお 伊藤 裕夫	富山大学教授
うえはら えみ 上原 恵美	京都橘大学教授, 財団法人びわ湖ホール理事長
おかだ ふみこ 岡田 富美子	作詞家, 社団法人日本音楽著作権協会理事
おたか ただあき 尾高 忠明	指揮者, 札幌交響楽団音楽監督
かわい あきお 河井 章夫	日立市教育委員会教育長
かわむら つねあき 川村 恒明	神奈川県立外語短期大学長
くまくら すみこ 熊倉 純子	東京藝術大学助教授
しまだ みなこ 嶋田 実名子	花王株式会社コーポレートコミュニケーション部門社会貢献部長
しらいし まさみ 白石 和己	山梨県立美術館長
たむら かずひさ 田村 和寿	株式会社都市計画連合アトリエ代表取締役
たむら たかこ 田村 孝子	日本放送協会解説委員
とみざわ ひでき 富澤 秀機	テレビ大阪株式会社代表取締役社長
なかじま しんや 中島 信也	株式会社東北新社取締役, CM演出家
ねき あきら 根木 昭	東京藝術大学教授
まつおか かずこ 松岡 和子	翻訳家, 演劇評論家
まむろ よしたけ 真室 佳武	東京都美術館長
やまにし みのる 山西 実	埼玉県春日部市立春日部中学校長
よこかわ しんけん 横川 眞顯	日本大学教授
よしもと みつひろ 吉本 光宏	ニッセイ基礎研究所芸術文化プロジェクト室長
よねや なおこ 米屋 尚子	社団法人日本芸能実演家団体協議会